

令和  
6年度

# 組合を支援する補助金

## 募集のお知らせ

### 地域経済活性化事業補助金

### 中小企業組合DX・GX推進支援事業補助金

物価高騰の影響を受けている組合の取組を支援する「地域経済活性化事業補助金」およびDX・GXに取り組む組合を支援する「中小企業組合DX・GX推進支援事業補助金」の募集を今年度も引き続き実施します。ぜひご活用を検討ください。

組合向け

補助金申請額  
上限 50万円<sup>(税抜)</sup>

補助率  
10/10

#### 補助対象者

滋賀県内の組合（事業協同組合、商工組合、企業組合、協業組合、生活衛生同業組合、組合連合会、商店街振興組合）

#### 補助対象事業

##### 地域経済活性化事業補助金

- ① 事業者応援事業 …………… 物価高騰の影響を受けている事業者を応援する取組
  - ② 地域内消費喚起事業 …………… 物価高騰の影響から落ち込んでいる地域の消費を喚起し経済の活性化に寄与する取組
- ※プレミアム商品券・クーポン券発行事業については、令和6年度は補助対象外となります。



##### 中小企業組合DX・GX推進支援事業補助金

- ① DX推進事業 …………… 中小企業組合が、生産性向上・人材確保・販路開拓等の経営課題を図り、新しいビジネスモデルへの転換を促進するために実施するDX関連事業
- ② GX推進事業 …………… 中小企業組合が、生産性向上・人材確保・販路開拓等の経営課題を図り、新しいビジネスモデルへの転換を促進するために実施するGX関連事業

#### 補助金の額

##### 50万円以内 ※税抜金額

算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

- 1. 地域経済活性化事業補助金 事業者応援事業（50万円以内）
  - 2. 地域経済活性化事業補助金 地域内消費喚起事業（50万円以内）
  - 3. 中小企業組合DX・GX推進支援事業補助金 DX推進事業（50万円以内）
  - 4. 中小企業組合DX・GX推進支援事業補助金 GX推進事業（50万円以内）
- ※上記の事業のうち1事業を選択して申請してください。（50万円以内）

#### 補助率

##### 補助対象経費の10/10

- ※1組合で複数の異なった事業の申請はできませんが、1事業50万円以内であれば、複数の取組を組みあわせて申請することも可能です。
- ※予算を超える申請がなされた場合は減額および不採択の可能性があります。

#### 補助金申請受付期間

受付期間 令和6年4月26日（金）から受付を開始します。

- 第1次締切 令和6年 6月28日（金）17時必着（土・日曜日、祝日を除く）
- 第2次締切 令和6年 8月30日（金）17時必着（土・日曜日、祝日を除く）
- 第3次締切 令和6年 10月25日（金）17時必着（土・日曜日、祝日を除く）

※予算上限に達し次第、募集を終了します。

補助事業期間は、令和6年4月1日（月）～令和6年12月31日（火）です。

経費の支払いについても、令和6年12月31日（火）が期限です。

実績報告書の提出期限は令和7年1月31日（金）です。

事業終了後は、必ず効果測定を実施し、実績報告書に詳細に記載してください。

#### 申請は中央会HPの 申請フォームから受け付けます。

- ※申請にあたり、事前に必ず中央会組合担当職員とご相談ください。
- ※詳細は、滋賀県中小企業団体中央会HP掲載の募集要項をご確認ください。

お問い合わせ／申請窓口



滋賀県中小企業団体中央会

※申請にあたり事前に中央会各組合担当職員とご相談ください。

ネットワークで中小企業をサポート

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5F

TEL.077-511-1430

ホームページ <https://chuokai-shiga.or.jp/>

# 地域経済活性化事業補助金及び 中小企業組合DX・GX推進支援事業補助金の事業内容と経費

**補助対象経費** 補助対象事業の実施に要する経費は以下のとおりです。

※プレミアム商品券・クーポン券発行事業については、令和6年度は補助対象外となり、それに伴う経費も補助対象外となりますのでご注意ください。

## 地域経済活性化事業補助金

## 中小企業組合DX・GX推進支援事業補助金

### 【主な経費について】

- 謝金 専門的知識を有する専門家への謝礼(原則、個人への支払い・要源泉徴収)
- 旅費 補助事業を行うための専門家の旅費
- 事業費
  - ・ 会場整備費…即売会等の会場整備等
  - ・ 印刷製本費…チラシ、パンフレット、ポスター等の印刷・製本等
  - ・ 資料購入費…図書、参考文献、資料等の購入
  - ・ 通信運搬費…郵便代、運搬代等
  - ・ 使用料および賃借料…即売会等の会場・設備利用料、機器レンタル料等
  - ・ 広告宣伝費…新聞(チラシ折込含む)、TV、ラジオ、インターネット等による広告宣伝
  - ・ 役務費…展示品等への保険料
  - ・ 消耗品費…事業に係る消耗品(他用途に転用しないことが明らかなものに限る)
  - ・ その他経費…ホームページ制作・改修費、動画制作・編集費、オンライン配信費等 その他必要と認められる経費(※DX推進支援事業に限り、DX導入ソフト利用料、システム開発費も対象となります。)
- 委託費
  - ・ コンサルタント費…専門の業者等を活用する費用



※詳細な補助対象経費については募集要項でご確認ください。

※次に掲げる経費を除きます。

- ① 飲食に係る経費(食糧費、懇親会費等)
- ② 振込手数料
- ③ 他の補助金や参加料などの収入で賄う経費(重複していない部分は可)
- ④ 補助事業の目的に合致しない経費(組合の経常的な活動に要する経費および事務所等の維持するための経費)
- ⑤ 支出の根拠を確認することができない経費
- ⑥ その他社会通念上適切でないと思われる経費

**経費の支払い方法に関しては銀行振込のみになりますのでご注意ください。**

(例外: 発送用切手購入、少額な経費(1万円未満)に関して現金対応可能です。)

### 交付決定について

交付申請書受付後、審査会を開催し、書面審査を経て交付決定を行います。

第1次~第3次募集のそれぞれの締め切り日以後、審査会を開催し交付決定を行います。第1次~第3次募集のいずれで申請していただいても審査基準は同じですが、想定以上の申請がなされ、予算上限に達した場合、予定より早めに募集を終了する可能性があります。

### 審査基準について

- ・ 補助金交付目的との整合性・補助事業の妥当性・補助事業の実施の確実性
- ・ 過去実施事業と同一カテゴリでの申請ではないこと

※同一カテゴリとは、過年度実施事業において、本補助金の活用があった場合にカテゴリ分けを実施しており、同一カテゴリでの申請は不可となります。

### 実施事業のカテゴリ分け

- イベント事業 …… 売り出しイベント等
- 広報PR事業 …… チラシ・パンフレット・テレビラジオCM等
- デジタル化事業 …… HP製作・動画製作等
- セミナー・講習会事業… アンケート必須(満足度・理解度・感想等)

(特別枠)  デジタル地域コミュニティ通貨「ピワコ」活用事業

…………… デジタル地域コミュニティ通貨「ピワコ」を活用したイベント等

(特別枠)  その他事業 …… 地域経済活性化を促進するための革新的な事業

新規性があり、イノベーションを推進するような取組

※特別枠の設置について

今年度から、新たに、デジタル地域コミュニティ通貨「ピワコ」活用事業およびその他事業を追加設置しました。

特別枠を活用した事業を実施する場合は、過年度実施事業におけるカテゴリに関係なく申請が可能です。

- ・ 提出された交付申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出を受付期間内に行う必要がありますので、時間に余裕をもって申請してください。
- ・ 事業実施後は、必ず事業の効果測定を行い、実績報告書に記載してください。  
効果測定がしっかりと行われていない場合は補助金を交付できない可能性があります。  
事業実施が締め切り直前にならないように留意してください。
- ・ 詳細は、滋賀県中小企業団体中央会HP掲載の募集要項をご確認ください。

